報告事項

報告資料－1

報告事項-１	路線バス退出（路線休止）意向について		
事業者名	神姫バス株式会社		
担当者	宮本	添付資料	有

報告事項趣旨・内容等

１．概要

三田市内を運行する 3 路線について、乗合バスの退出（路線休止）を検討しています。

路線を休止する区間における代替手段は、その必要性を含め三田市及び沿線地域と検討を行います。

(1)退出（休止）路線

路線名	起点	終点	運行キロ	便数	輸送人員(R5 年度)	備考
①広野線	上青野	広野小学校前	9.2km	4	4,311 人	・平日のみ運行 ・広野小 23 人 通学利用 ・市補助対象路線
		新三田駅	17.5km	2	3,366 人	
		三田駅	19.9km	4	5,775 人	
②幡尻線	幡尻西	三田駅	16.3km	5	5,798 人	・平日のみ運行 ・本庄小 12 人 通学利用 ・長坂中 4 人　通学利用 ・市補助対象路線
		新三田駅	12.7km	1	5,763 人	
③藍本線	藍本駅	三田駅	13.4km	2	934 人	・平日のみ運行

(2)休止を必要とする理由

深刻な運転士不足及び利用者数の低迷のため

(3)休止意向予定日

令和７年４月１日

２．各路線の状況等

別添資料のとおり

【広野線】

上青野発ダイヤ（平日のみ）

上青野	→	広野 小学校前	→	三田 市民病院	新三田駅	→	三田駅	備考
7:42	→	8:07						休校日運休
8:38	→	8:54	→	9:09		→	9:23	
10:35	→	10:57	→	11:15	11:20			
13:55	→	14:13						休校日運休
14:45	→	15:01	→		15:10			

上青野着ダイヤ（平日のみ）

三田駅	→	新三田駅	三田 市民病院	→	広野 小学校前	→	上青野	備考
					8:15	→	8:34	休校日運休
9:50	→	10:03		→		→	10:26	
		13:00	13:03	→	13:20	→	13:45	
					14:22	→	14:41	休校日運休
		15:40	15:43	→	16:00	→	16:25	

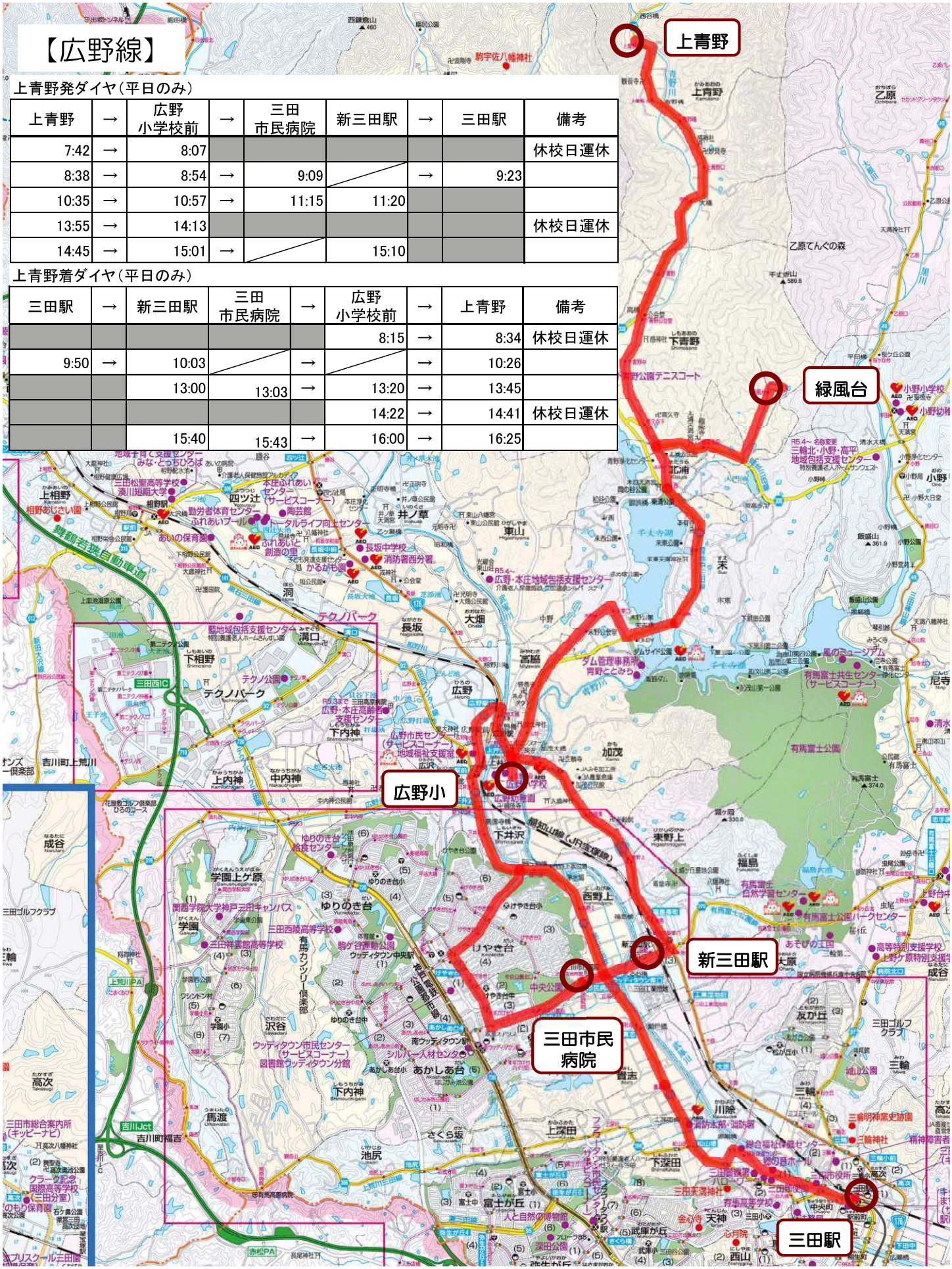

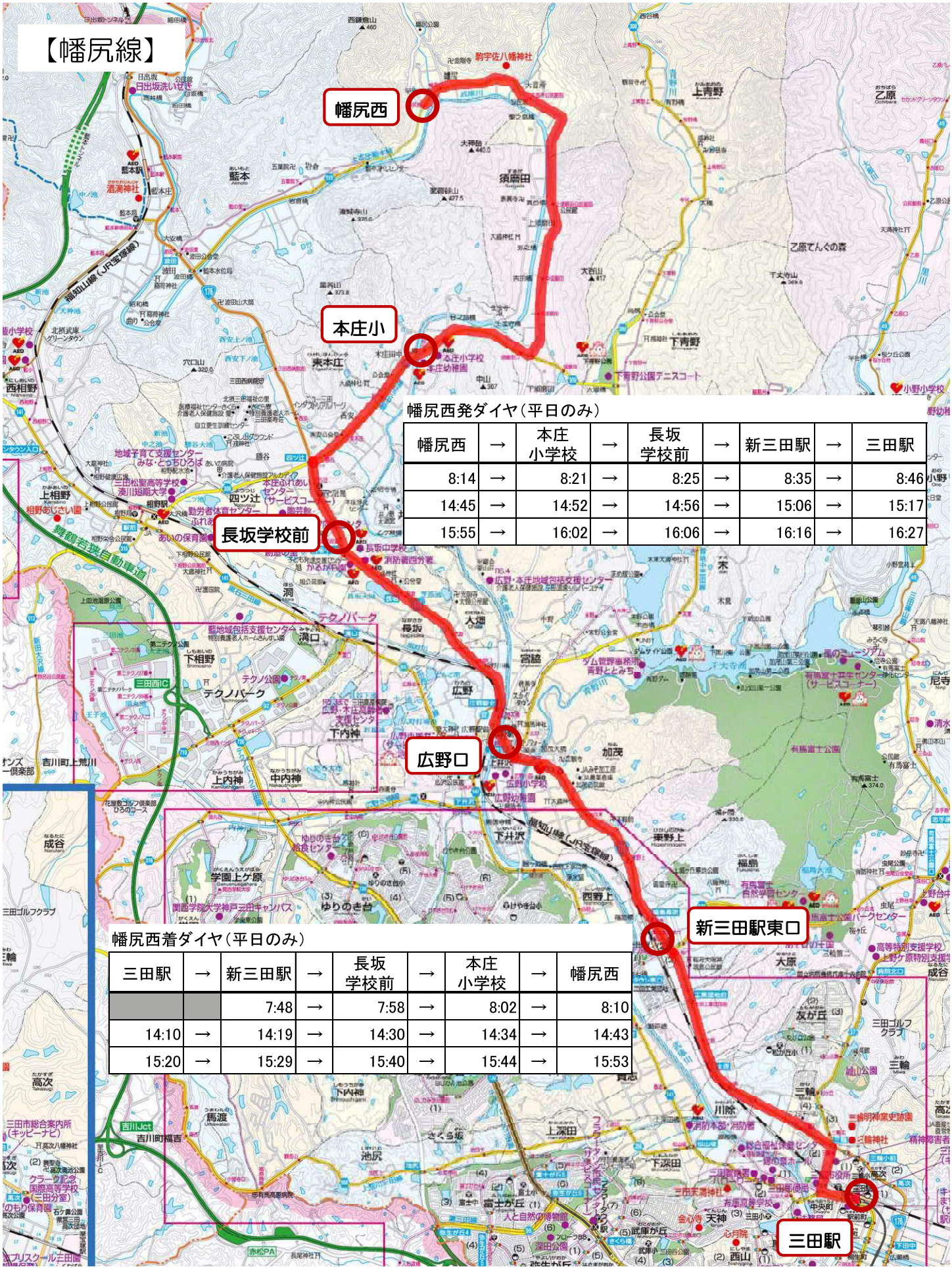

幡尻西発ダイヤ（平日のみ）

幡尻西	→	本庄小学校	→	長坂学校前	→	新三田駅	→	三田駅
8:14	→	8:21	→	8:25	→	8:35	→	8:46
14:45	→	14:52	→	14:56	→	15:06	→	15:17
15:55	→	16:02	→	16:06	→	16:16	→	16:27

幡尻西着ダイヤ（平日のみ）

三田駅	→	新三田駅	→	長坂学校前	→	本庄小学校	→	幡尻西
		7:48	→	7:58	→	8:02	→	8:10
14:10	→	14:19	→	14:30	→	14:34	→	14:43
15:20	→	15:29	→	15:40	→	15:44	→	15:53

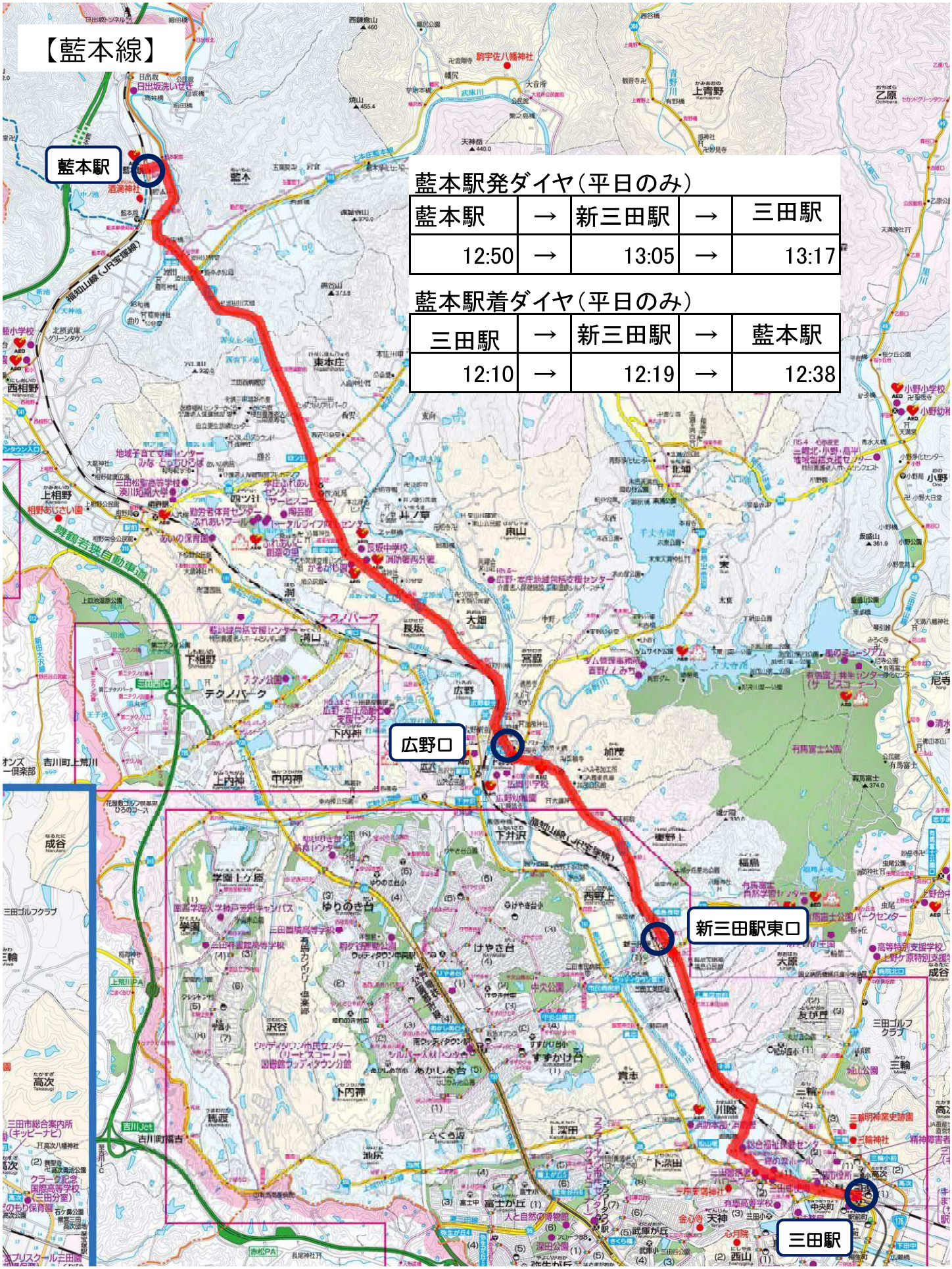

藍本駅発ダイヤ（平日のみ）

藍本駅	→	新三田駅	→	三田駅
12:50	→	13:05	→	13:17

藍本駅着ダイヤ（平日のみ）

三田駅	→	新三田駅	→	藍本駅
12:10	→	12:19	→	12:38

報告資料－2

報告事項-２	地域公共交通計画と国補助事業（地域公共交通確保維持改善事業）の連動化について		
事業者名	三田市		
担当者	福井	添付資料	有

報告事項趣旨・内容等

１．地域公共交通確保維持改善事業の概要

・地域の暮らしに必要不可欠な地域公共交通の確保・維持・改善を支援するもの。（国の補助事業）

・現在、三田市に関係する国補助系統として市域をまたぐ「地域間幹線系統補助路線」が 1 路線、「フィーダー系統補助路線」が 6 路線ある。

・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正（令和 2 年 11 月）に合わせる形で令和 3 年 4 月に補助要綱が改正され、地域公共交通計画に路線を位置付けることが補助要件化された。（令和 6 年度事業までは経過措置あり）

・「三田市地域公共交通計画」（令和 6 年 3 月策定）において、これらの路線について国の補助を受け確保・維持する路線であると計画に位置付けた。

２．令和 7 年度事業（令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日）の計画認定申請

・補助金の交付を受けるには、補助要綱に規定された計画を作成し、認定申請を行う必要がある。

・補助要綱の改正により令和 7 年度から補助要綱に規定された計画、申請者及び交付先が変更される。

表 1．申請・交付に係る変更内容（三田市の場合）

		補助計画	申請者	交付先
幹線系統	現行 （経過措置）	県生活交通確保維持改善計画	兵庫県	バス事業者
	令和 7 年度事業	公共交通計画	三田市 地域公共交通活性化協議会	三田市 地域公共交通活性化協議会 又はバス事業者
フィーダー系統	現行 （経過措置）	生活交通確保維持改善計画	三田市 地域公共交通活性化協議会	バス事業者
	令和 7 年度事業	公共交通計画	三田市 地域公共交通活性化協議会	三田市 地域公共交通活性化協議会

・フィーダー系統は三田市地域公共交通計画に位置付けたうえで、これまでと同様に三田市地域公共交通活性化協議会で計画認定申請を実施する。
・幹線系統はこれまで兵庫県が申請を行っていたが、三田市地域公共交通計画に位置付けたうえで、三田市地域公共交通活性化協議会で計画認定申請を実施する。

３．申請に係るスケジュール

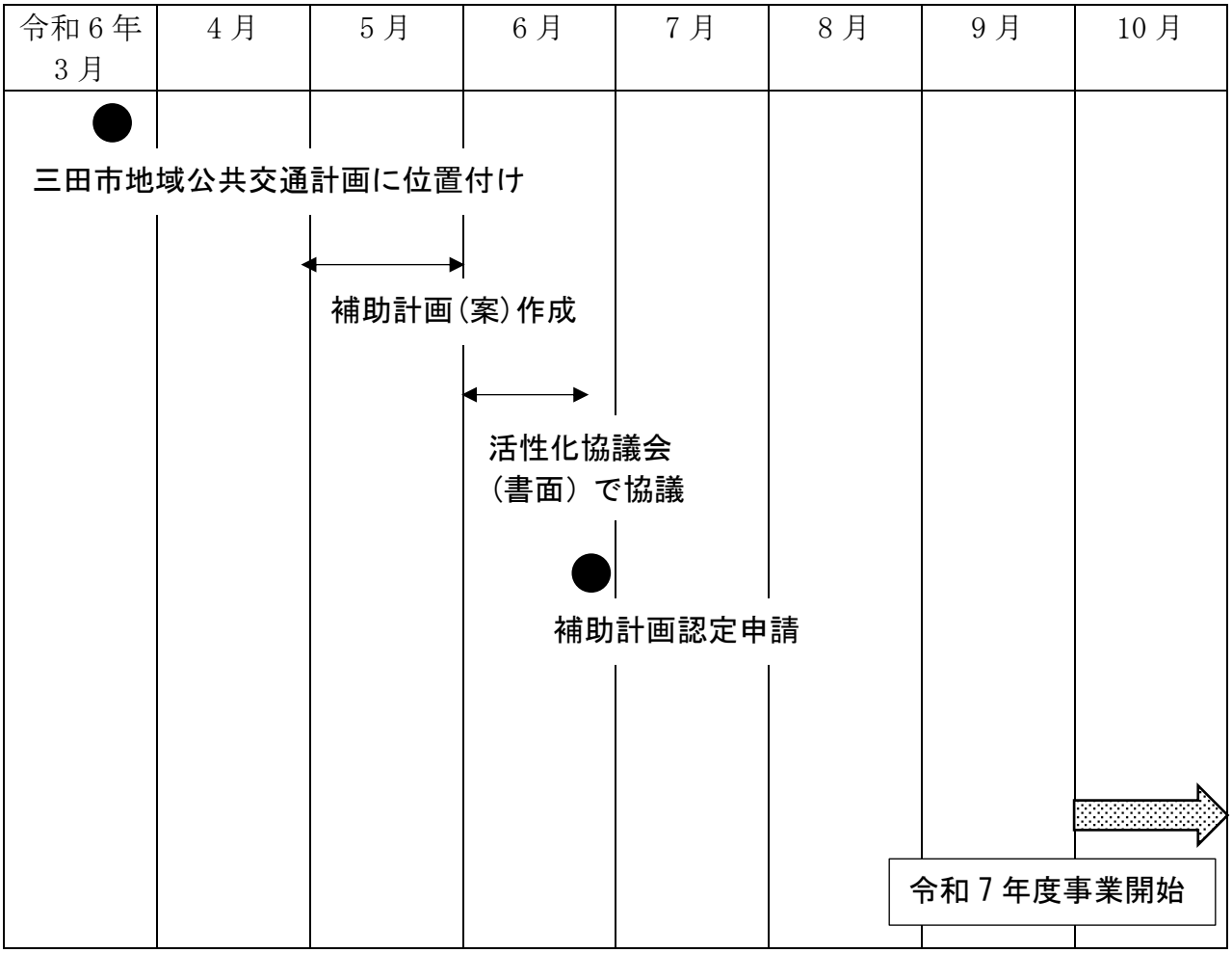

・令和６年６月に三田市地域公共交通活性化協議会を開催（書面開催）し、協議を経たのちに補助計画の認定申請を行う。

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額

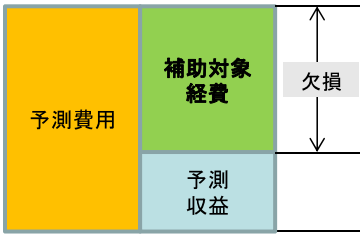

＜補助対象経費算定方法＞

予測費用
（事業者のキロ当たり経常費用見込額
×系統毎の実車走行キロ）
－
予測収益
（系統毎のキロ当たり経常収益見込額
×系統毎の実車走行キロ）

○ 補助率

1／2

○ 主な補助要件

都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり（※1）、
・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
・複数市町村にまたがる系統であること（平成13年3月31日時点で判定）
・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
・輸送量が15人～150人／日と見込まれること
※ 1日の運行回数3回（朝、昼、夕）以上であって、1回当たりの輸送量5人以上（乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数）
※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、　東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和（一定期間）
・経常赤字が見込まれること

※1：令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

補助対象系統のイメージ

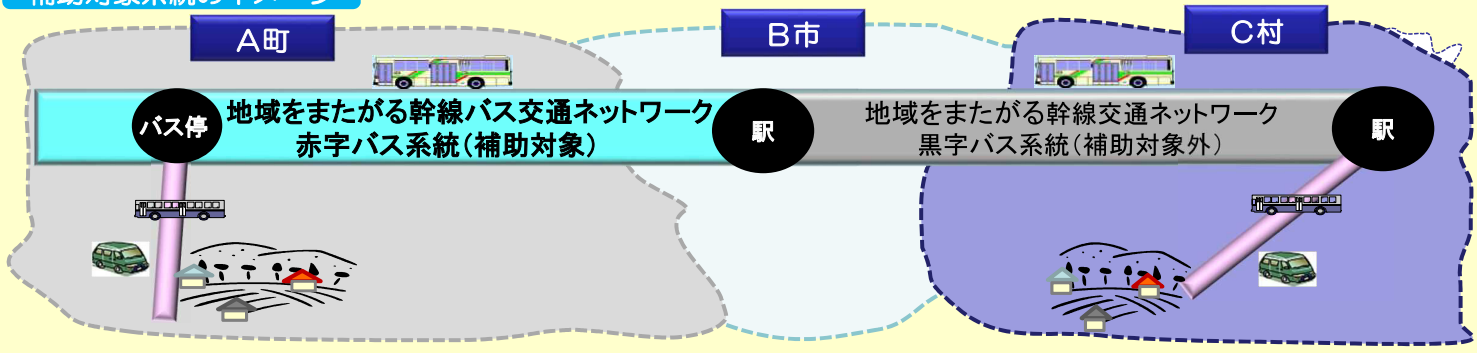

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度まではバス事業者等も対象

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

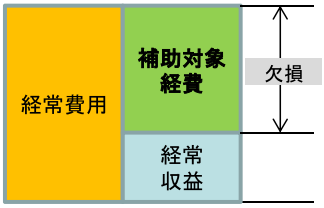

○ 補助率

1／2以内

○ 主な補助要件

市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
・路線定期運行の場合、輸送量が2人／1回以上であること
・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ

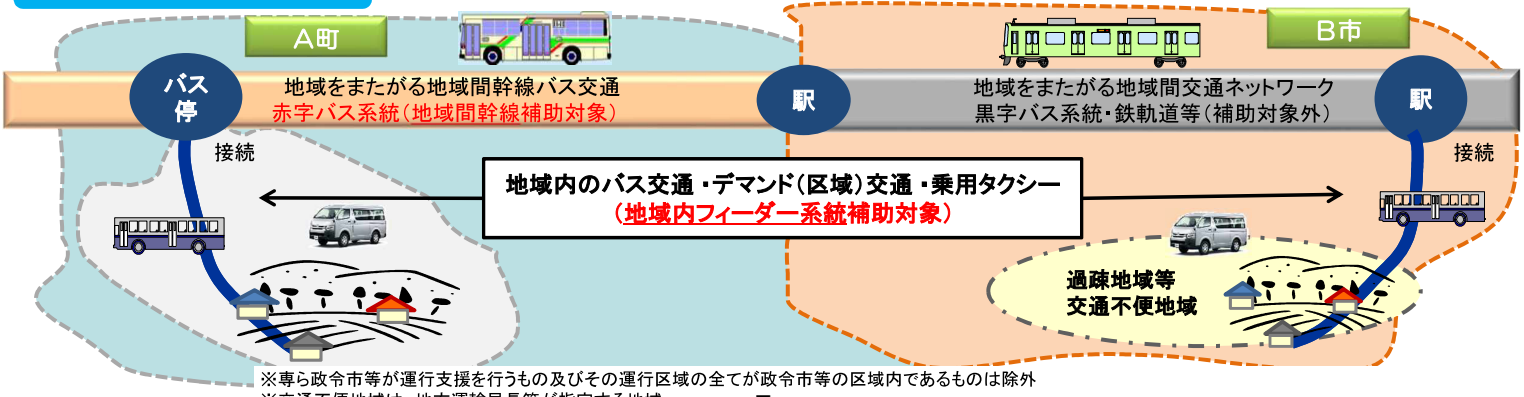

※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外
※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域
※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る